

令和8年7月24日

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未

第363会計隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備 考
25	W i - F i ルーターの賃貸借	陸上自衛隊 相浦駐屯地	8.8.18～8.9.16	8.7.24	8.8.3 0900	8.8.3 0900	無	
26	スターリンクminiの賃貸借	陸上自衛隊 相浦駐屯地	8.8.18～8.9.16	8.7.24	8.8.3 0900	8.8.3 0900	無	
27	スターリンクMINI回線	陸上自衛隊 相浦駐屯地	8.8.18～8.9.16	8.7.24	8.8.3 0900	8.8.3 0900	無	
28	イリジウムPTTの賃貸借	陸上自衛隊 相浦駐屯地	8.8.18～8.9.16	8.7.24	8.8.3 0900	8.8.3 0900	無	
29	イリジウムPTT回線	陸上自衛隊 相浦駐屯地	8.8.18～8.9.16	8.7.24	8.8.3 0900	8.8.3 0900	無	

- 4 仕様書の交付場所等、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒858-8555
長崎県佐世保市大湊町678番地
陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊契約班（担当：齊藤）
TEL 0956-47-2166（2887）
FAX 0956-34-1177
メールアドレス 363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

見 積 依 頼 書

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第 3 6 3 会計隊長 酒井 博未

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6S6C10P00250		62E01A20076 0001								
品名 または 件名										
W i - F i ルーターの賃貸借										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
陸上自衛隊 相浦駐屯地				水陸機動団 第3科 総括班						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
第3科 総括班 岸 2 曹 (2 0 3 5)				令和8年8月18日 (火) ～令和8年9月16日 (水)						

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

提出日時場所：令和8年8月3日 (月) 9時00分 会計隊 事務室

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

問い合わせ先

〒 8 5 8 - 8 5 5 5 長崎県佐世保市大湊町 6 7 8 番地 陸上自衛隊相浦駐屯地
T E L 0 9 5 6 - 4 7 - 2 1 6 6
F A X (会計隊直通) 0 9 5 6 - 3 4 - 1 1 7 7
メールアドレス 363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

オープンカウンターに関する事項：第 3 6 3 会計隊契約班 齊 藤 内線 2 8 8 7
製品及び仕様書に関する事項：搬入場所 (品目等内訳書) 参照

陸上自衛隊仕様書			
件名		仕様書番号	
件名	Wi-Fiルーターの賃貸借	71	
		作成	令和8年7月21日
		作成部隊等名	水機団本部3科通信班
1 適用範囲 本仕様書は、水陸機動団が令和8年度米尼国軍との実動訓練（SGS26）で使用するWi-Fiルーターの賃貸借に関して規定する。 2 Wi-Fiルーターに関する要求 (1) 製品名 Wifiルーター（レシーバ付き） (2) 数量 Wifiルーター 5台 (3) 通信量 1台当たり 10GB／月 (4) 借り上げ期間 令和8年8月18日（火）～9月16日（水） (5) 仕様 使用エリア 日本国内及びインドネシア 3 納入場所 陸上自衛隊相浦駐屯地 4 同等品の確認 貸与する物品が同等品の場合は、事前に上記仕様への適合確認試験を行い、その結果報告と同等品であることを証明する資料等を添えて申請したのちに、要求元の確認を受け、支出負担行為担当官の承認を得るものとする。 5 補償 官側が通常の訓練範囲で使用した際の故障または破損並びに性能が発揮されない場合には借用期間補償するものとし、部品修理及び交換等は無償とすること。 6 その他 (1) 本仕様書についての疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。 (2) 納入場所への搬入等にかかる諸経費は全て受注者の負担とする。 (3) 月あたり通信量が上限に到達する1GB前に官側に通知するものとする。			